

環境会発第 1807125 号
平成 30 年 7 月 12 日

環境省内各部局・機関の長

大臣官房会計課長
(公印省略)

今般、物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等の措置について「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成 30 年 7 月 12 日付け環境会第 1807124 号）を新たに定めたところであるが、その運用について下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏のないよう措置されたい。

なお、委託契約についても、本運用基準を準用するものとする。

記

1. 第 1 第 1 項関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2. 第 2 関係

(1) 再請負人又は共同事業実施協力者（以下「再請負人等」という。）に指名停止を併せ行うときの措置対象区域は、元請負人の措置対象区域の範囲内とする。

3. 第 3 第 2 項関係

(1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
(2) 再請負人等が短期加重措置に該当するときは、再請負人等の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

4. 第 4 関係

(1) 指名停止期間の加重については、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
(2) 第 4 号及び第 5 号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して

有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

- (3) 「他の公共機関の職員」(第5号並びに別表2第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号関係)とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員と見なされる場合を含むものであること。さらに、私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5. 別表2関係

- (1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関係)とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- (2) 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号から第7号まで及び第12号ア)は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従事者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- (3) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合(第5号及び第6号関係)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- (4) 別表2第5号から第7号まで及び第12号アの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の最大2分の1の期間まで短縮できるものとする。この場合において、別表2第5号から第7号まで及び第12号アに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。
- (5) 「業務」(第5号及び第14号関係)とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。
- (6) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第14号関係)とは、原則として、次の場合をいうものとする。
- ア. 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、当該部局が所管する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ. 自発注の物品の製造、物品の購入及び請負契約に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を

損なう行為があった場合